

## 災害時における水処理薬品供給に関する協定書

新発田市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、災害時における液体苛性ソーダ（水道用）（以下「水処理薬品」という。）の供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、発注者と受注者が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、水処理薬品の調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として発注者が災害対策本部を設置し、受注者に対して要請を行ったときをもって発効する。

（水処理薬品供給の協力要請）

第 3 条 災害時において発注者が水処理薬品を必要とするときは、発注者は受注者に対し、水処理薬品の供給について要請することができる。

（水処理薬品供給の確保）

第 4 条 受注者は、前条の規定により発注者から要請を受けたときは、水処理薬品の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（水処理薬品供給の要請手続等）

第 5 条 発注者の受注者に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 発注者と受注者は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（対価及び費用）

第 6 条 第 2 条及び第 3 条の規定により、受注者が供給した水処理薬品の対価については発注者が負担するものとする。

（協議）

第 7 条 この協定の実施に関して必要な事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度発注者受注者が協議して定めるものとする。

（効力）

第 8 条 この協定は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 日

発注者 新発田市下内竹 7 4 7 番地  
新発田市長 二階堂 馨

受注者